

田川市協働のまちづくり市民検討会議設置条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、田川市協働のまちづくり市民検討会議（以下「市民検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民検討会議は、市長の諮問に応じ、本市における協働のまちづくりのあり方に関し必要な事項について調査を行い、検討し、意見を取りまとめ、更に必要に応じ条例素案等を策定し、市長に答申する。

(組織)

第3条 市民検討会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募により選出された市民
- (2) 地域団体、市民団体等を代表する市民
- (3) 学識経験者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民検討会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、市民検討会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 市民検討会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 市民検討会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、市民検討会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条に規定する答申の日に、その効力を失う。